

第1回奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会

議事概要

座長選出	
事務局	設置要領の選考方法に基づき、米田委員を座長に選出
保全管理委員会の検討範囲について	
委員	森林生態系保護地域だけでなく特定動物生息地保護林になっている部分も合わせて、この保全管理委員会で考えていくということか
事務局	あくまでも生態系保護地域の管理計画を作っていただくということだが、森林生態系保護地域の設定の際には、周辺の森林の特定動物保護林や介在する民有林をどうするかということも前提にご議論いただいたので、関連する事項としてご議論いただきたい
本委員会の位置づけについて	
委員	世界自然遺産への登録という流れの中で、様々な関係機関の様々な取り組みがあるが、その中での森林生態系保護地域保全管理委員会の位置づけを明確にしたほうがよい。連携についても、全体像との関係が分かれば見えてくると思う。
鹿児島県	今日は課題の抽出ということなので、課題はたくさん挙げていただいた上で、環境省なのか、市町村なのか、県なのか、どこが何をメインで取り組んでいくのかを整理するといひ。
奄美野鳥の会 奄美哺乳類研究会	森林生態系保護地域だけの管理や利用を考えても埒が明かないのではないかと印象はあります。ある程度、関連団体が全部まとまって大きな規則を作っていないと、いろいろな会議で同じような議論を何度もしていると感じる。
事務局	森林生態系保護地域の保全、利用のあり方は、国有林の話だけにはとどまらないと考えている。今回は保全管理委員会の第1回目ということで、幅広に課題を出していただいて、第2回、第3回で、奄美群島の保全管理の全体像から、本委員会が議論すべき課題の絞り込んでいただくという形で議論いただきたい。
課題の抽出	
委員	産業廃棄物の不法投棄、ノネコ、ノラネコの問題が大きい。どちらも啓蒙活動がいろいろやられているにもかかわらずあとを絶たない。
事務局	不法投棄やノネコの問題については、その現状把握を含めて、今後きちんと取り組んでいくことが課題と考えている。不法投棄の対策としては、巡視等も非常に重要だと考えている。日頃の森林パトロール等を通して現状把握に努めているが、今後もきちんと行っていきなり、モニタリング調査や啓発という形での取組を今後検討していきたい。
委員	林道の利用や、林道整備工事の吹付等で、外来植物が入っている。そうい

	うものをどのように駆除していくかということも、適切な管理の中に早い段階できちんと入れておくべきである。
鹿児島県	県、市町村で奄美大島・徳之島共通のガイドラインを作る検討を始めている。これについては新規の事業についての配慮だけではなく、従来作ってしまったものに対してどのようにそれを環境にやさしく改良していくのかということについても議論をしていくことになっている。
委員	湯湾岳に登ってみると外来の植物がだいぶ入っている。入山するときのなんらかの対策を考えているか。
事務局	奄美群島では今のところ考えていないが、小笠原では種を除去するマット等で対策をとっている。そういったものが必要だという意見があれば、関係機関でご相談しながら検討したい。
過度の昆虫採集・植物の盗掘について	
委員	昆虫採集の業者が大分入っているが、実態がつかめていない。
委員	何年か前に徳之島で植物の採集で窃盗があった時は、森林窃盗罪という罪が適用された。なぜそれを適用したのかと聞いたところ、県の野生動植物保護条例よりも罰金が高いからということだった。昆虫も植物のように国有林から採ったら森林窃盗罪の対象になるか。
事務局	植物は窃盗罪があるかもしれないが、昆虫類は希少な昆虫類といっても制限がなく、現状では対応できない。
委員	唯一すぐにでもできそうなことは、希少種や固有種、あるいはそれに近い類のもの、昆虫だけではなくて両生類、爬虫類、哺乳類、鳥類に関しても、国有林野の保護林からの持ち出し禁止の条例のようなものを作ってしまうと、条例は罰則が伴いますのですぐにでもできるのではないかと思う。持ち出される場所に対してもきちんと保護の手をかけなければ、生態系保護地域が抜け道を逆に作ってしまうことになるのではないか。
鹿児島県	<p>現状のルールとしては、国の種の保存法、県の希少動植物の条例がある。それから、奄美大島と徳之島でそれぞれ地元の市町村が合同で条例を作り、先行した徳之島が植物だけの指定、奄美大島では植物と昆虫と両生類を指定している。徳之島のほうでは奄美の動きを受けて、新しく昆虫を条例に付け加えるという動きが出ている。</p> <p>奄美の警察署のかたが言うには、一つには監視カメラでしっかりと管理することが重要だということ。また、2008年にIUCNの専門家のモロイさんが来た時には、基本的に用がない人には道路を通れなくすること、核心地域に行くような道は管理することによって、不法投棄も希少種の盗採も、ペットの遺棄も、全部防止できるのではという指摘はいただいた。</p>
登山道の管理について	
委員	(資料7の①)『登山道』とその管理主体が不明が課題にあがっているがどういう意味か。

事務局	<p>本委員会で扱う「登山道」という言葉は、管理者がいて管理していかなければいけないものを定義している。管理が必要なルートで、管理主体を明確化しなければ、今後の管理の際に荒れたままで放置される等の問題が懸念される。まずは、管理が必要なルートはどこか議論していただきたい。そこでの現在管理主体が決まっているのであれば誰が管理主体なのか、あるいは今後誰がどのように管理していくのかという議題を想定している。</p>
保全と利用の調整、ガイド登録制度について	
委員	<p>広域事務組合では、エコツアーガイドの認定制度に取り組んでいる。認定ガイドは、小笠原でもいろいろと優遇的な措置もあるようで、同じように、例えば一定の研修を受けた認定ガイドは森林生態系保護地域に入ることができるというような形があればいいと思う。</p> <p>現地での研修プログラムを受ける規定があるが、森林生態系保護地域の利用者研修というようなものを盛り込んでいければとも思っている。</p>
鹿児島県	<p>世界遺産になる上で管理がきつくなっていくわけだが、それによって地域のかたの伝統的な自然資源の利用が失われてはいけないということで、どのような利用があるのかを調べて、それを管理計画の中に盛り込んで行くべきであろうと鹿児島県の取り組みとして考えている。</p> <p>先ほどの登山道の話では、井之川岳はお正月になると住民の方が、初日の出の登山があるので、それをガイド同伴でないと入ってはいけないということは違うであろうという話もある。</p>
鹿児島県	<p>以前金作原ではマイカー規制の導入の可能性が環境省の検討会で提案されていた経緯がある。今年度、県のほうで、車の台数を数えるカウンターを置いて記録をとり始めている。ナイトツアーについては、県の検討会のワーキンググループの作業でも、認定ガイドが入る場合はいいが、そうでない場合はシャットアウトする等、道路の管理を実現しようという意見が大半を占めている。また、認定ガイドの話も、世界遺産になった森で利用したいという話はあるが、基本はガイドが付けばいいという話ではなく、逆に、基本的には全面的に立ち入り制限になり、ただしその中で何ヶ所かは認定ガイドが付くと入れるところがあるという利用の仕方のほうがいいのではないかと思っている。認定ガイド制度を作っただけではなくて、認定ガイドでなければ入れないという地域がしっかりないと、認定をまじめにとっている人ととってない人が同じだと、全く続かなくなって崩壊してしまうということがあちこちで発生している。</p>
委員	<p>世界自然遺産登録の流れの中で、認定ガイドのみの利用ということまで踏み込むのであれば、やはり国有林としてもゲートを設置するなど、保護地域の位置づけをきちんと形の上で示していく必要があると思う。</p>
環境省	<p>世界遺産の推薦に当たって推薦書を作成し管理計画を作成するので、その中に保全対策や適正利用ということが間違いなく出ることになる。世</p>

	界遺産区域の中では、分散化の話も記述しなければならないと思う。
人工林の今後の取扱いについて	
委員	今日は午前中から金作原で2haのスギの人工林を見せてもらったが、あの森林をどのように維持するのかということも課題だと思う。伐って広葉樹林化を促進するのか、そのまま置いておいて自然に任せるのか等、いろいろな考えが出てくるかと思うが、次回もう少し整理した形で議論していきたい。
普及啓発について	
環境省	野生生物保護センターで、毎年1回パンフレットや下敷き等を作って奄美群島全ての小中学校に配っていて、好評を得ている。また、鹿児島県でも市民向けの普及啓発のイベントもやっているのので、そういった既存の普及啓発のイベントや取組も参考になるので、森林生態系保護地域の普及等に役立てていただきたい。
委員	地域住民は、地域に住んでいながら地域のことを知らないのが非常に問題で、現在虹の会では、小中学校に出前授業をして説明会をしている。
委員	通常は説明会やチラシ配りが挙げられるが、それだけだと限界がある。住民のかたが参加できるようなイベントや仕掛けのようなものを考えてもいいのではないか。先ほど人工林の取扱いという話があったが、住民参加型で間伐なりの復元を進めていくという方法もあるかと思う。その過程で国有林のかたと住民がいろいろ話をする副次的な効果もあるかと思う。
委員	罰則を伴った条例ができたので、奄美市が説明会を開いているが、どうしても奄美市だけの動きになってしまっている。これを全群的に広げていくためにも、関係機関との連携は非常に大事だと痛感している。
事務局	設定の状況や価値を地道にPRしていくしかないと考えている。看板の設置やチラシを作っているいろいろなところに配布することも必要であるし、旅館にもいろいろな情報のチラシを作って掲示していただくという取組も必要になるのではないかと考えている。
利用の現状、今後の観光客の増加による影響の懸念、規制の必要性について	
事務局	金作原で今日車を止めたところに観光バスやガイドのかたのワゴン車を止めて、金作原林道を散策するという現状になっている。
委員	金作原では、負荷をかけずに最大でどのくらいの人数が散策をできると考えているか。大人数で入るようになった場合、林道だけであればいいが、山の中に入っていきようなことがあると環境負荷が大変な問題になるのではと危惧している。
委員	やはり地域が狭いので入林制限みたいなものも考えてもいいかもしれない。ここには書いていない一つの課題であり、利用者の数の問題のコントロールをどうするのかということ、田畑委員からご指摘いただいたことと関連して今後考えていきたい。利用の分散化ということも、今後考えて

	いく必要があると思っている。
事務局	総量的な議論の部分と、強度として一度にたくさんの人が利用する部分があり、このような角度から議論をしていただきたい。
委員	世界遺産になった時のことを考えると、⑩の「一極集中の懸念」に対して、利用分散を今から考えておくべきだと思う。例えば、屋久島のヤクスギランドみたいなところが何ヶ所かありますよ、というような情報の出し方が考えられる。
哺乳類研究会	例えばアマミノクロウサギを山に入らなくても見られるように、飼育施設的なものも今後作って、森林の利用負荷を低減していくような取り組みの必要があると思う。
事務局	一極集中や利用分散を念頭にしたモニタリングが必要になると考えている。モニタリング結果の経年変化から傾向が読み取れるようになれば、対応策につなげていきたい。
個々の保護地域の管理方針の検討について	
委員	きちんと今の段階で科学的に、どの区域がどのような位置付けなのかということ把握しておく必要はある。利用の話もありますが、国有林としてはきちんと科学的なベースラインがあった上で「ここはこのように管理します」というように整理が必要である。
委員	林道からどのような位置関係にあるかについても重要で、このような情報を入れ込んだ図面が管理方針に活かされると思う。
奄美野鳥の会	森林生態系保護地域としての課題ということであれば、とりあえず奄美には3ヶ所、徳之島で2ヶ所決まっているので、それぞれの地域で、林野庁としてなにが課題でどうしていくのかということを決めたほうが、建設的なのではないかと感じた。実際に小笠原の計画書を見ると、「島ごとに状況が違うのでこのようにやります」と書いてあります。おそらく奄美でも同じようなまとめ方が必要なのではないか。先ほどから金作原の話が非常によく出ていますが、教育保安林としてずっと使ってきたところですし、観光ガイドブックにもよく出るので注目されているが、それぞれの林によって状況が違いますし、管理の方法や課題も違うと思う。
保護林の連結性を確保する取組について	
委員	バッファゾーンを、今後どのように利用・管理していくかということがひとつの大事なポイントだと思う。例えばバッファゾーンで復元が可能などころでは、少し力を入れて管理をしていく等のような取組があってもいいのではないと思う。そしてさらに将来的には、共有林や民有林とも連携して、標高レベルでももう少し連続性を上げていくということも、展開として出てくるのではないと思う。
委員	森林生態系保護地域管理計画の15ページに、保護地域とそれ以外の民有林が、「2段階方式で一定レベル以上の管理水準が確保された段階で生態系

	<p>保護地域に再整理する」ということになっているが、それは誰がどのようにどれくらいの期間で見るのかということ、ある程度イメージをして予測しておくほうがいいのではないかと前回の委員会で指摘した。そこをもう一度、どのようにお考えなのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>国有林の保護林の間の民有地については、現在、環境省の国立公園化も検討されている。国有林としても、県や関係市町村に出向いて主旨を説明し、例えば森林計画上で森林法に基づいた計画制度として担保されるということであれば、一つの管理水準が担保されたということで上げられるのではないかと考えている。あとは、国立公園の網掛けがどのようにされるのかということで、状況を見ながら取組んでいきたい。</p>
鹿児島県	<p>今年度立ち上げた県の世界遺産登録推進事業の検討会では、森林の緩衝地域の機能の強化ということを議論している。核心的な地域は生態系保護地域なので林野庁にお願いする部分であり、この保全管理委員会で議論していただければと思う。県では民有林部分が対象になるが、世界遺産の緩衝地域なる森林の機能をどうやって強化していくか、具体的にはマツの植林地等の場合は広葉樹林化していこうとか、徳之島については、緩衝地域がなくていきなり農地に接していたり、井之川岳と天城岳が分断されている中で、緩衝地域としていかに森をつなげていくのか、あるいはその後は適正に管理していくのかという議論をしている。</p>
委員	<p>管理委員会としてのコミットは、管理計画を策定した段階で終わると思うが、その後、例えば現状が非常に好転して、管理計画を変更してもいいときに、管理についてはなんらかの形で局以外の人から意見を聞く場はあるか。</p> <p>選定した委員だけではなく、地元で詳しい人たちの意見をくみ上げて、今後長く管理していくことが大事だと思うので、そのあたりのご配慮もお願いしたい。</p>
事務局	<p>状況を見ながら、すでにそういうものが整ったということをごちらが判断できた場合は、保全委員会を通じるなり、選定委員会に持ち回りでお話しをさせていただくなりしたいと考えている。</p>
委員	<p>もう一つ踏み込むと、湯湾岳と神屋地区の連続性や八津野と低標高帯の国有林とどう連結するのかという課題もあった。徳之島では北部と中央部の連携がどのようにできるのか、また中央部でも犬田布と三京のあたりの連続性を上げることも大事ではないかという意見もあった。そのあたりのことも少し頭の中に入れながら、バッファゾーンの管理や、関連機関との連携を取組んでいただきたい。</p>